

3年以内の見直しに関する検討の進め方（案）

1. 3年以内の見直しに当たっての主な考慮事項

- 原子力規制委員会設置法附則 5 条においては、原子力利用における安全の確保に係る事務を所掌する行政組織（別紙 1 参照）に関し、同法の施行後 3 年以内（平成 27 年 9 月まで）に、(1)原子力規制委員会設置法の施行状況、(2)国会事故調査委員会の報告書の内容、(3)最新の国際的な基準等を踏まえ、(4)原子力規制委員会の内閣府への移管を含め検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じなければならない旨が定められている。

◎原子力規制委員会設置法附則（抄）

第 5 条 原子力利用における安全の確保に係る事務を所掌する行政組織については、この法律の施行後 3 年以内に（注：来年 9 月までに）、この法律の施行状況、国会に設けられた東京電力福島原子力発電所事故調査委員会が提出する報告書の内容、原子力利用における安全の確保に関する最新の国際的な基準等を踏まえ、放射性物質の防護を含む原子力利用における安全の確保に係る事務が我が国の安全保障に関わるものであること等を考慮し、より国際的な基準に合致するものとなるよう、内閣府に独立行政委員会を設置することを含め検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置が講ぜられるものとする。

- 設置法附則第 5 条の規定に基づき、原子力規制委員会設置法附則に定める検討事項、国会事故調報告書の内容、IAEA の安全原則等における指摘事項を踏まえれば、3 年以内の見直しに関する主な指摘事項は、概ね以下の 7 点に整理することができる。（別紙 2、3 参照）

- ① 原子力規制組織の要件（高い独立性等）
- ② 意思決定過程の透明性確保
- ③ 助言機関・評価機関の設置
- ④ 専門能力と責任感ある人材の育成・確保
- ⑤ ノーリターンルール / 再就職規制
- ⑥ 原子力規制委員会の内閣府への移管の検討
- ⑦ 我が国の危機管理体制の見直し（特に原子力防災体制の見直し）

2. 主な検討課題に対する対応状況（※詳細は別紙4参照）

- 原子力規制委員会自体の在り方に関する指摘事項のうち、①から⑤の指摘事項については、概ね対応済みであると考えられる一方、⑥の指摘事項については今後検討が必要。いずれにせよ、原子力規制委員会の独立性・中立性の観点から、慎重な対応が必要。

- また、⑦の指摘事項のうち、我が国の危機管理体制の在り方全体については、「政府の危機管理組織の在り方に係る関係副大臣会合」において現在検討が進められているが、特に原子力防災体制の充実・強化については、第4回原子力防災会議（平成26年9月12日）における総理指示を踏まえ、早急に検討することが必要。

3. スケジュールイメージ

第1回（9月19日）	原子力防災体制の充実・強化について	
第2回（10月下旬）	原子力防災体制の充実・強化に関するその他の検討事項について	
	3年以内の見直しに係るその他の論点	等
第3回以降（年内）	とりまとめ（案）	